

製材等木材加工場に係る島根県企業立地促進助成金交付要綱

令和2年7月14日付け 林第401号

(趣旨)

第1条 島根県企業立地促進条例(平成4年島根県条例第23号。以下「条例」という。)第6条の規定により県の交付する製材等木材加工場に係る島根県企業立地促進助成金(以下「助成金」という。)については、条例及び島根県企業立地促進条例施行規則(平成4年島根県規則第43号。以下「規則」という。)並びに補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定企業 条例第4条第1項の規定による計画の認定を受けた企業をいう。
- (2) 助成対象期間 規則第5条第1項に規定する申請書(以下「申請書」という。)が受理された日から助成金の交付を申請する日までの期間をいう。
- (3) 増加固定資本額 規則第3条第1項第1号ア又は第1号の2アに規定する投下固定資本のうち、認定企業が助成対象期間に新たに取得した投下固定資本(当該認定企業が同企業に全額出資している企業(主たる事務所が県外にあるものに限る。)の投下固定資本を借用する場合又は認定企業が法人税法(昭和40年法律第34号)第64条の2に規定するリース取引を行い、かつ、売買取引に準ずる会計処理を行った場合若しくは次に掲げるア及びイに該当しない認定企業が賃貸借取引に準ずる会計処理を行った場合にあっては、当該投下固定資本を含む。)に係る経費の総額をいう。
 - ア 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社
 - イ 会計監査人を設置する会社及びその子会社
- (4) 常用従業員 雇用期間の定めのない従業員及び高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条第1項第2号の継続雇用制度により雇用される従業員(同条第2項の規定により導入されたとみなされる継続雇用制度に含まれるものとされる制度により雇用される従業員を含む。)で知事が認めるものをいう。
- (5) 増加常用従業員 第9号の起算点に比べ、認定企業又は認定企業が資本金の全額を出資する企業(以下「全額出資企業」という。)が助成対象期間に当該認定企業の立地に伴い増加させた常用従業員をいう。
- (6) 新規学卒就職者 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校その他知事が認める機関を卒業等した者であって、卒業後1年以内にその期間で初めて常用従業員となったもの(県内に住所を有する者に限る。)
- (7) UIターン就職者 県外から県内に住所を移転した者であって、その移転の日又は県外の事業所を離職した日のいずれか遅い日から6月以内に初めて常用従業員となったもの(6)に該当する者を除く。)
- (8) 生産施設 次のアに掲げる業種に応じて当該アに掲げる施設をいう。
 - ア 規則第2条第1号に掲げる業種 工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項第1号に規定する生産施設
- (9) 起算点 次の時点のうち、常用従業員数が最も多い時点をいう。
 - ア 県が申請書を受理した日。
 - イ 認定企業が助成金の交付を受けている場合は、直近の助成金申請時点(ただし、認定申請時点から10年を超えて遡及しないものとする。)
 - ウ 申請書受理日以前の1年間に著しい人員削減があったと知事が認める場合には、人員削減前の数。ただし、生産拠点化につながる立地である場合は、アとする。

(助成対象事業者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、県内で生産される木材の製材又は加工を営む者で次の各号に掲げる場合に依りて当該各号に定める要件を備えた認定企業とする。

- (1) 規則第3条第1項第1号に掲げる場合 増加固定資本額が3億円以上であって、増加常用従業員の数(以下「増加常用従業員数」という。)が10人以上であること。
- (2) 規則第3条第1項第1号の2に掲げる場合 増加固定資本額が5,000万円以上であって、増加常用従業員の数(以下「増加常用従業員数」という。)が5人以上(登記上、県内に本拠を置く企業(発行済株式又は出資価額の所有割合が最も大きい企業又は個人が県外に本拠を置く場合を除く。)が事業の拡大を行う場合にあっては、3人以上)であること。

(助成対象事業費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、増加固定資本額(助成金以外の県の交付する補助金等を直接又は間接にその経費の一部として投下固定資本を取得した場合は、その取得に要した経費を除く。以下同じ。)及び増加常用従業員に係る経費とする。

(交付額)

第5条 助成金は、1の認定につき1の業種を対象として交付する。この場合において、その交付額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 増加固定資本額に、別表第1の立地の区分欄に応じ同表の助成率欄に掲げる助成率に別表第2の立地の区分欄及び要件欄に応じ同表の加算する助成率欄に掲げる助成率を加えた率を乗じて得た額（その額が7億円を超える場合は、7億円。ただし、別表第3の立地の区分欄に該当する場合は、同表の上限額の加算欄に掲げる額をそれぞれ7億円に加算した額）とする。
- (2) 増加常用従業員数(全額出資企業の増加常用従業員数を除く。)のうち新規学卒就職者及びUIターン就職者の合計数に100万円を、乗じて得た額(以下「雇用助成額」という。)
- (3) 島根県中山間地域活性化基本条例(平成11年島根県条例第24号)第2条に規定する中山間地域及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第42条の規定により過疎地域とみなされる区域(以下「中山間地域等」という。)に定める地域に所在し、かつ資本金が3億円以下又は常用従業員の数が300人以下の企業(別表第4の1の項から3の項までのいずれかに該当する場合を除く。以下「中小企業」という。)の増加常用従業員数(全額出資企業の増加常用従業員数を除く。)のうち新規学卒就職者及びUIターン就職者の合計数に130万円を乗じて得た額。
(令3林第745・一部改正)

(交付の申請)

第6条 規則第7条第1項の規定により助成金の交付を受けようとする認定企業は、助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

- (1) 投下固定資本明細書(様式第2号)
- (2) 常用従業員名簿(様式第3号)
- (3) 立地計画認定通知書の写し
- (4) その他知事が定める事項に関する書類

(助成金の支払)

第7条 助成金の交付決定のあった年度の当該助成金の交付限度額は2億円とし、当該助成金の額が2億円を超える場合にあっては、2億円を超える部分の助成金について交付決定のあった年度の翌年度以降に各年度2億円を限度として分割して交付するものとする。

(財産処分の制限)

第8条 助成金の交付を受けた認定企業は、助成額の算定の基礎となった土地、建物又は償却資産を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃止し、又は担保に供しようとするときは、別に定める申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成金の交付後7年を経過した場合は、この限りでない。

2 補助金等交付規則第13条第1項第4号の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、助成額の算定の基礎となった償却資産のうち、その取得価格又はその効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、備品その他財産とする。

3 第1項の規定により承認をするときは、別に定めるところにより納付を求める場合がある。

(助成金の返還等)

第9条 知事は、助成金の交付を受けた認定企業が、条例第8条第2項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によって助成金の交付を受けたことが明らかであること。
- (2) 助成金の交付後7年以内に、業績が悪化していない状況において、事業を廃止し、休止または著しく縮小したこと(企業の責に帰すべき事情によらない場合を除く。)

附 則

この要綱は、令和2年7月14日から施行する。

附 則 (令和3年度林第745号)

この要綱は、令和3年10月13日から施行する。

別表第1（第5条関係）

1 県内に事業所を有しない認定企業が、新たに県内に事業所を設置する場合（償却資産のみ取得し、土地及び建物を借用する場合を含む。以下、「県外新規立地」という。）	15パーセント
2 県内に事業所を有する認定企業（以下「県内企業」という。）が、建物を新築し、又は増築することにより生産施設の面積を増加させる場合（以下「県内増設」という。）	5パーセント
3 県内企業が、償却資産のみを増設する場合（以下「償却資産の増」という。）	5パーセント

備考 生産施設とは、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第1号に規定する生産施設をいう。

別表第2（第5条関係）

立地の区分	要件	加算する助成率
1 県外新規立地の場合	高品質・高付加価値製品率が特に高いと認められる企業	各要件につき5パーセント (最大15パーセント)
	将来に向けた産業構想の基礎となる取組が認められる企業	
	県外への出荷が多いと認められる企業	
	県内産業への波及効果が高いと認められる企業	
	中山間地域等に立地する企業	
2 県内増設又は償却資産の増の場合	高品質・高付加価値製品率が特に高いと認められる企業	各要件につき5パーセント (最大10パーセント)
	将来に向けた産業構想の基礎となる取組が認められる企業	
	中山間地域等に立地する企業	

備考 複数の要件に該当する場合は、合算した助成率を加算する。

別表第3（第5条関係）

企業	上限額の加算
1 浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡、鹿足郡又は隠岐郡に立地する企業のうち増加常用従業員数が30人以上のもの	3億円
2 県営工業団地に新たに立地する企業のうち増加常用従業員数が30人以上のもので、その事業内容が本県の地域振興に特に大きく寄与すると知事が認めたもの。	2億円

別表第4（第5条関係）

- 1 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業基本法第2条第1項各号に定める中小企業者の範囲を超えるものをいう。）が所有している中小企業者
- 2 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- 3 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

年 月 日

島根県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地
名称及び代表者氏名

助成金交付申請書

島根県企業立地促進条例第6条の規定に基づく助成金の交付を受けたいので、製材等木材加工に係る島根県企業立地促進助成金交付要綱第6条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

- 1 助成対象事業の目的
(認定計画に基づく立地の実施)
- 2 助成対象事業の内容
(工場等名、工場等所在地)
- 3 立地の実施状況
(着工、操業開始年月日等)
- 4 助成金交付申請額 金 千円
算出の根拠 別紙助成金交付申請額算出内訳
- 5 立地に要した投下固定資本額

総額	千円	内訳	土地	千円
			建物	千円
			償却資産	千円

6 増加常用従業員数

総数	人
（ 上記のうち新規学卒就職者	人
UIターン就職者	人
合計	人

助成金交付申請額算出内訳

1 投資助成

(単位：千円)

立地に要した投下固定資本額 (a)	除算額(1) (県内の既投下固定資本の処分によって得た額) (b)	除算額(2) (県内投下固定資本を移転して充当した額) (c)	増加固定資本額 (d) = (a) - (b) - (c)	助成率 % (e)	投資助成額(注1) (f) = (d) × (e)
					※

2 雇用助成

雇用者区分	起算点における雇用人数(注3) (認定申請書受理時等) (a)	助成金申請時の雇用人数 (b)	増加常用従業員数 (c) = (b) - (a)	(C)のうち新規学卒就職者 (d)	(C)のうちUIターン就職者 (e)	助成金の算定基礎 (f) = (d) + (e)	助成額単価 (千円) (g)	雇用助成額 (千円) (h) = (f) × (g)
常用従業員(注2)								
契約社員								
合計								

3 助成金交付申請額(投資助成額+雇用助成額) 金 千円

- (注) 1 千円未満切捨てとすること。
 2 常用従業員には、契約社員及び全額出資企業の常用従業員を含めないこと。
 3 起算点における雇用人数とは、認定申請書受理日又は直近の助成金申請時点における雇用人数のこと。

投下固定資本明細書

助成対象経費の額の算定額 円

助成対象経費の額＝投下固定資本合計A－売却処分による収入額B

	1 助成対象の投下固定資本					2 助成対象外の投下固定資本		
	施設設備名	数量	単価	金額	摘要	施設設備名	数量	摘要
土地小計								
建物小計								
償却資産小計								
投下固定資本合計 A								

- (添付書類) 1 土地又は建物に係る契約書及び領収書の写し、固定資産課税台帳の写し
 2 償却資産に係る領収書の写し、償却資産課税台帳の写し
 3 県内の投下固定資本を売却処分したときは、当該売却処分の内容及び収入額(売却処分による収入額)を明らかにした書類(契約書又は見積書等を含む。)

- (注) 1 土地又は建物の金額の欄には、取得価格を記載すること。
 2 償却資産の金額の欄には、新規取得設備の場合は取得価格を、県外からの移転設備の場合は、残存価格を記載すること。
 3 償却資産が県外からの移転設備の場合は、摘要欄にその旨を記載すること。
 4 助成対象外の投下固定資本とは、次に掲げるものをいう。
 (1) リース契約又は賃貸契約による使用又は設置に係る投下固定資本(法人税法(昭和40年法律第34号)第64条の2に規定するリース取引を行った場合を除く。)
 (2) 県内での設備移転によるもの
 (3) 既存工場に増設する場合において既存の工場等の建屋底地及び建屋の周囲に法令の規定により確保することが義務づけられている面積相当分の土地

従業員名簿

増加常用従業員数 人
(D=B-C)

助成金の算定基礎 人
(E+F)

1 助成対象期間における従業員数の異動状況

		起算点における雇用人数 (認定申請書受理時等)	新規採用者数	退職者数	増加した従業員数	Dのうち 新規学卒 就職者	Dのうち UIターン 就職者	助成金の 算定基礎 (E+F)
従業員総数								
区分	常用従業員数	A	B	C	D	E	F	
	うち技術者等							
	うち継続雇用							
	その他のパートタイム従業員							

- (注) 1 「うち継続雇用」とは、次の要件を全て満たすものをいう。
- (1) 希望者全員を対象とする高年齢者の継続雇用制度であること、または継続雇用制度の対象となる高年齢者の基準について労使協定を締結していること
 - (2) 雇用保険に加入していること
- 2 常用従業員には、契約社員及び全額出資企業の常用従業員を含めないこと。
- 3 新規雇用の常用従業員については、雇用通知書の写しを添付すること。
- 4 起算点における雇用人数とは、認定申請書受理日又は直近の助成金申請時点における雇用人数のこと。
- 5 新規学卒就職者とは、学校等卒業後1年以内にその期間で初めて常用従業員となった者で、県内に住所を有する者のこと。
- 6 UIターン就職者とは、県外に居住していた者で、県内に住所を移転した日又は県外の事業所を離職した日のいずれか遅い日から6月以内にその期間で初めて常用従業員となったもののこと（県内に住所を有する者に限り、新規学卒就職者を除く。）